

事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備 (医療法第51条～第52条関係)

都道府県知事への事業報告書等の届出、閲覧等の規定の明確化により、医療法人の透明性の確保を図る。

医療法人	作成・届出書類 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書	閲覧 [事務所のみ] ・債権者	都道府県知事への届出期限 ・ <u>2ヶ月</u>
------	---	------------------------------	-------------------------------------

改正医療法施行後

透明性の確保

監査報告の作成に伴う
期限の延長

医療法人	作成・届出書類 ・ 事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・ 監事の監査報告書	閲覧 左記の書類に加え ・定款、寄附行為 [事務所] ・債権者 ・ 社員又は評議員 [都道府県] 上記の者に加え ・ 一般の者 ※救急医療等確保事業に係るものに限る	都道府県知事への届出期限 ・ <u>3ヶ月</u>
社会医療法人	上記書類に加え ・ 認定要件適合を証明する書類		
社会医療法人債 発行法人	上記書類に加え ・ 純資産変動計算書 ・ キャッシュ・フロー計算書 ・ 附属明細表 ・ 公認会計士等の監査報告書		

事業報告書等の作成について

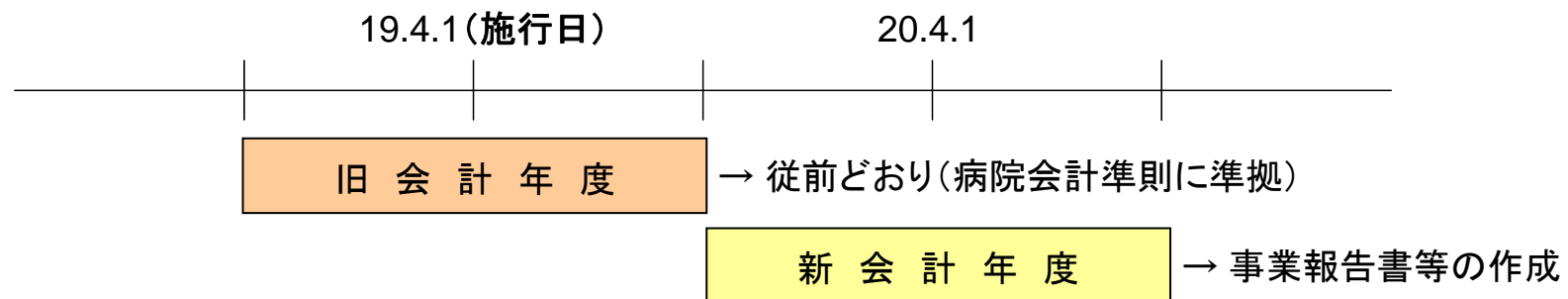
注意事項(作成方法①)

- ・事業報告書等の作成は、施行日以降に始まる新会計年度から作成すること
(旧会計年度については、財産目録、貸借対照表、損益計算書の作成のみ)

【説明】

新医療法第51条から第52条までの規定は、施行日以降に始まる会計年度について適用し、施行日前に始まる会計年度については、旧医療法第51条及び第52条の規定は、なおその効力を有する。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第12条第2項)



注意事項(作成方法②)

- ・ 事業報告書等の都道府県への届出は医療法人全体のものでよいが、会計処理方法は従前どおり行うことが望ましいこと。

【説明】

事業報告書等の都道府県への届出は医療法人全体のものでよい（旧会計年度の決算書類の届出は、開設する施設ごとのものと医療法人全体のものが必要）が、開設する施設の財政状態及び運営状況を適正に把握するためには、従前どおり病院会計準則（平成16年医政発第0819001号厚生労働省医政局長通知）に準じて開設する施設ごとに財務諸表等を作成し、都道府県への届出様式に集計して届出することが望ましい。

作成方法(事業報告書)

事業報告書

(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人〇〇会

定款又は寄附行為を確認を!

- ① 財団 社団 (出資持分あり 出資持分なし)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ) について、
該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更
があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる
事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	〇〇 〇〇	医療法第47条第1項参照
理事	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
監事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	医療法第49条の4参照
評議員	〇〇 〇〇	医師（〇〇医師会会長）
同	〇〇 〇〇	経営有識者（〇〇経営コンサルタント代表）
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者（〇〇自治会長）

注) 1 **社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。**

2～3 (略)

【参考】医療法（昭和23年法律第205号）

第47条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。（略）

第49条の4 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む）の業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院 定款又は寄附行為を確認を！	〇〇病院	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地 注2	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険〇〇床] [介護保険〇〇床]
診療所 注1	〇〇診療所 【〇〇市から指定管理者として指定を受けて管理】	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地 注3	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険〇〇床] [介護保険〇〇床]
介護老人保健施設	〇〇園	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地	入所定員 〇〇人 通所定員 〇〇人

注) 1 指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地	定款又は寄附行為で確認を！
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

※ 指定管理者の場合は(1)本来業務の記載方法に準じて記載

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇群(市)〇〇町 (村)〇〇番地	

定款又は寄附行為で確認を！

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年度決算の決定
平成〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更
平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
// 平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（平成〇〇年開院予定）
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院
平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

作成方法(財産目録)

財 産 目 録

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

1	資 産 額	× × × 千円
2	負 債 額	× × × 千円
3	純 資 産 額	× × × 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	貸借対照表の価額と一致！ × × ×
B 固 定 資 産	× × ×
C 資 産 合 計 (A + B)	× × ×
D 負 債 合 計	× × ×
E 純 資 産 (C - D)	× × ×

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□法人所有 □賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))
 建 物 (□法人所有 □賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

作成方法(貸借対照表)

1. 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

① 新法の医療法人 → 様式3-1

② 経過措置型医療法人 → 様式3-2

2. 診療所のみを開設する医療法人

① 新法の医療法人 → 様式3-3

② 経過措置型医療法人 → 様式3-4

※ 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が作成する貸借対照表より勘定科目が大括り

【参照】様式3-1、3-2、3-3、3-4

医療法人における事業報告書等の様式について

(平成19年医政指発第0330003号厚生労働省医政局指導課長通知)

- 「新法の医療法人」と「経過措置型医療法人」の貸借対照表上の違い
→ 貸借対照表の純資産の部の科目構成が一部異なる

貸借対照表

資産の部	負債の部
	純資産の部

- 「純資産の部」の科目構成の違い

新法の医療法人	経過措置型医療法人	説明
	資本金	・出資金
資本剰余金	資本剰余金	・新法の医療法人に移行する際、計上した資本金 (医療法施行規則第30条の39第2項) ・寄附金
利益剰余金	利益剰余金	
代替基金		・基金を拠出者に返還する際、計上した基金相当額 (医療法施行規則第30条の38第3項)
その他利益剰余金		
評価・換算差額等	評価・換算差額等	
基金		・基金(医療法施行規則第30条の37)

作成方法(損益計算書)

1. 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人

→ 様式4-1

2. 診療所のみを開設する医療法人

→ 様式4-2

※ 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が作成する損益計算書より勘定科目が大括り

【参照】様式4-1、4-2

医療法人における事業報告書等の様式について

(平成19年医政指発第0330003号厚生労働省医政局指導課長通知)

作成方法(監事監査報告書)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 殿

私は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

.....

監査結果

.....

医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発0330003号）の様式5（監事監査報告書）はあくまでも例を示したものであり、当該様式が示す文面から一切の逸脱を認めないといつたものではない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 〇〇 〇〇 印